

## 自己評価実施要項等の主な改正事項

### 1. 自己評価実施要項

No.	改正内容	該当箇所
1	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、様式1、3、4及び5を修正する。	P. 2～6 <b>【自己評価実施要項】</b> P. 4 (2) 評価方法 ② 教員組織調査 (iii) 対象教員 様式1 開設授業科目一覧 様式3 教員一覧、教員分類内訳 様式4 科目別専任教員数一覧 様式5 教員組織調査対象教員一覧

### 2. 法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領

No.	改正内容	該当箇所
1	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、専任教員の分類に関する修正をする。	P. 7 <b>【法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領】</b> 様式7 法科大学院年次報告書 2. 教員組織

### 3. 教員組織調査専門部会について（認証評価委員会決定）

No.	改正内容	該当箇所
1	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、教員組織調査は、すべての専任教員が対象となることが明確になるよう修正する。	P. 8
2	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、教員組織調査において教育経験年数を問わない者の範囲を専任教員数の上限2割に変更する。	P. 9

## (2) 評価方法

### ① 書面調査及び訪問調査

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、本要項に基づき各法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）の分析に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできなかった事項等を中心に調査を実施します。

なお、書面調査のうち、「第8章 教員組織」の分析に当たっては、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、教員組織調査専門部会において教員組織に係る調査（以下「教員組織調査」という。）を実施します。ただし、予備評価においては、教員組織調査は実施しません。

### ② 教員組織調査

#### (i) 趣旨

評価においては、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認します。

#### (ii) 実施体制

教員組織調査は、教員組織調査専門部会において実施します。

専門部会は、①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④基礎法学・隣接科目、⑤展開・先端科目、⑥法律実務基礎科目の各分野について高く広い識見を有する評価委員会委員及び専門委員をもって編成するものとします。

#### (iii) 対象教員

- ・ 専任教員 ~~(研・専・実・専・実・み・専・他)~~
- ・ 法律基本科目又は必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員

#### (iv) 実施方法

- ・ 法律基本科目については、次の科目区分により実施します。  
憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法
- ・ 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、調査対象授業科目の内容等に合わせた区分により実施します。

## (3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、法科大学院における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数	単位数	必修・選 択等	開講方法	授業方法 (形態)	受講学生数		担当教員		開設単位数 合 計	シラバス等の ページ	備考	
									LSの学生	LS外の学生	教員名	分類				
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)															
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)															
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)															
	法曹倫理															
	民事訴訟実務の基礎															
	刑事訴訟実務の基礎															
法律実務基礎科目	模擬裁判															
	ローヤリング															
	クリニック															
	エクスターンシップ															
	公法系訴訟実務の基礎															
	法情報調査															
	法文書作成															
基礎法学・隣接科目																
展開・先端科目																

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開設授業科目(当該年度入学者適用)を記入してください。なお、評価実施年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)についても記入してください。不開講の授業科目については、その理由を「備考」に簡潔に(例:教員未定のため、カリキュラム改組による当該配当年次未開講など)記入してください。
- 2 「学期区分」については、採用している学期の種類(セメスター制、トリメスター制等)を記入してください。
- 3 「授業科目名」については、開設している授業科目を、基準2-1-3に基づき、4つの科目(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に区分整理して記入してください。ただし、4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目分野を設けて記入してください。法律基本科目の中で、公法系・民事系・刑事系の3つの系に区分することができない授業科目については、これら3つの系の下に枠を設けて追記してください。
- 4 「配当年次」については、配当年次が複数ある場合は、該当する配当年次をすべて記入してください(例:2、3年次配当の場合は、『2・3』と記入してください。)
- 5 「学期」については、『前期』、『後期』等の区分を記入してください。また、集中講義を行っている場合には、『前期集中』、『後期集中』、『夏季集中』等の区分を記入してください。
- 6 「時間数」については、当該開設授業科目における総時間数(例:90分授業が15回行われる場合には、22.5時間となります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。
- 7 「単位数」については、規則等により定められた当該授業科目の単位数を記入してください。1つの授業科目が複数クラス開講されている場合には、重複して加算しないでください。
- 8 「必修・選択等」については、『必修』、『選択』、『選択必修』等の区分を記入してください。
- 9 「開講方法」については、『毎年』、『隔年』の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば『隔年〇』、開講していなければ『隔年×』と記入してください。また、毎年開講するが、評価実施年度は不開講の授業科目については、『毎年(不開講)』と記入してください。さらに、その理由を「1」とおり、「備考」に記入してください。
- 10 「授業方法(形態)」については、『講義』、『演習』、『実習』等各授業科目の実施形態を記入し、これらを組み合わせている場合には該当する形態をすべて記入してください。
- 11 「受講学生数」については、「LSの学生」には当該法科大学院の学生の人数を、「LS外の学生」には当該法科大学院の学生以外の人数をそれぞれ記入してください。また、同一授業科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。(例:同一授業科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS外の学生は2人)と40人(うち、LS外の学生は0人)の場合には、「LSの学生」には『①48、②40』と記入し、「LS外の学生」には『①2、②0』と記入してください。)  
なお、後期や集中講義時に開講のため、5月1日現在で人数が未定の場合は空欄のままとしてください。
- 12 「担当教員」の「教員名」については、1つの授業科目を複数教員が担当している場合には、担当教員全員を記入し、当該授業科目の内容、実施及び成績評価について責任を持つ教員には、氏名の前に『◎』を付けてください。また、1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、各クラスの担当教員についてそれぞれ記入してください。(例:①◎A教員、B教員②◎A教員、C教員)なお、「分類」については、様式3の教員分類別内訳の「分類」の「略称」に『研・専・実・専・実・専・他・兼任・兼任』により、記入してください。
- 13 「開設単位数合計」については、法律基本科目の公法系・民事系・刑事系の各系、法律実務基礎科目の法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の各科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の各科目区分がそれぞれ一つの枠になっていますので、それぞれに該当する授業科目の単位数の合計を記入してください。
- 14 「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。



科目別専任教員数一覧

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

科目	法律基本科目												法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・先端科目
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法								
人数															
専任教員名	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開設授業科目(当該年度入学者適用)を担当する専任教員について記入してください。  
 なお、隔年開講やカリキュラム改編直後のため、評価実施年度に開講されていない授業科目を担当する専任教員についても記入してください。
- 2 科目別専任教員数一覧における「専任教員」とは、様式3の教員分類別内訳の専任教員「略称」のうち、「研・専、実・専、実・み、専・他」に該当する教員のことをいいます。
- 3 「専任教員名」については、担当する授業科目が該当する「科目」ごとに教員名を記入し、「科目」ごとに記入された専任教員の数を「人数」に記入してください。  
 なお、複数の授業科目を担当しており、該当する「科目」が複数に渡る場合は、それぞれの「科目」において当該教員名を記入し、「人数」に算入してください。  
 また、複数の授業科目を担当しているが、いずれも同一「科目」に該当する場合は、該当する「科目」において1人として計算してください。  
 (例: 1人の教員が「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」(すべて法律基本科目(民事訴訟法))及び「倒産法」(展開・先端科目)を担当している場合は、「民事訴訟法」と「展開・先端科目」のそれぞれに当該教員名を記入し、それぞれにおいて1人として計算してください。)
- 4 「専任教員名」の括弧内には、様式3の教員分類別内訳の「略称」のうち、「研・専、実・専、実・み、専・他」のいずれかを記入してください。

## 教員組織調査対象教員一覧

※ チェック欄	大学名	No.	分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	教育・実務経験年数		担当授業科目				※ 項目ごとの判定		※ 判定の理由 (具体的内容・その他備考)	備考	
									実務家教員の 職種	年数	授業科目名	単位数	集・オ・共	分野	教育経験 又は 実務経験	研究業績 又は 実務実績			

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
- 2 ※印が付いている欄については、空欄のままとしてください。
- 3 対象となる教員(①専任教員全員(研・専・実・専・実・み・専・他)、②法律基本科目又は必修科目を担当する兼任及び兼任教員)について、教員分類(研・専・実・専・実・み・専・他、兼任、兼任)ごとに、教授、准教授、講師、助教の順に記入してください。また、一つの行枠は、一授業科目ごとに記入してください。
- 4 「No.」については、「教員業績調書」の「番号」と同じ番号を記入してください。
- 5 「分類」については、教員分類(研・専・実・専・実・み・専・他、兼任、兼任)を記入してください。
- 6 「職名」については、職種(教授、准教授、講師、助教)を記入してください。
- 7 「教育・実務経験年数」の「年数」については、研究者教員(研・専・専・他、兼任、兼任)は法科大学院での教育経験年数を記入してください。なお、法科大学院での教育経験年数には、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数の2分の1の年数を算入したものを記入してください。(例:法科大学院における教育経験年数が3年、法科大学院以外の大学・大学院における教育年数が8年ある教員の場合は、 $3 + 8 \div 2 = 7$ (年)となります。)実務家教員(実・専・実・み、兼任、兼任)は実務経験年数を記入してください。なお、複数の職種の実務経験がある場合には、職種ごとに記入してください。(例:裁判官の経験年数が7年11ヶ月及び民間企業勤務の経験年数が6年10ヶ月の教員の場合には、「実務家教員の職種」は『裁判官/その他』、「年数」は『7. 11/6. 10』となります。)
- 8 「教育・実務経験年数」の「実務家教員の職種」については、実務家教員(実・専・実・み、兼任、兼任)が法曹としての実務の経験を有する場合には、職種に応じて『裁判官』、『検察官』、『弁護士』と記入してください。法曹以外の実務の経験を有する場合には『その他』と記入してください。
- 9 「担当授業科目」については、評価実施年度の入学者に適用される開設授業科目を記入してください。
- 10 「担当授業科目」の「単位数」の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目の単位数に対する担当する教員ごとの担当時間数の割合により記入してください。また、複数のクラスを担当している場合は、さらにクラス数を乗じた単位数を記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例:授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該授業科目を2人の教員で担当(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)し、どちらも2クラスを担当する場合には、それぞれ、 $2 \text{単位} \times 2 \text{クラス} \times 20 \text{時間} \div 30 \text{時間} = 2.66 \dots \approx [2.7]$ 、 $2 \text{単位} \times 2 \text{クラス} \times 10 \text{時間} \div 30 \text{時間} = 1.32 \dots \approx [1.3]$ となります。)
- 11 「担当授業科目」の「集・オ・共」については、集中講義の場合には『集』、オムニバス授業の場合には『オ』、共同授業の場合には『共』と記入してください。なお、複数の該当する場合には、該当するものをすべて記入してください。また、1つの授業科目を複数教員が担当している場合には、責任者教員の『オ』又は『共』の欄内を黄で塗りつぶしてください。
- 12 「担当授業科目」の「分野」については、法律基本科目においては、憲法分野は『憲法』、行政法分野は『行政法』、民法分野は『財産法』又は『家族法』、商法分野は『会社法』又は『会社法以外』、民事訴訟法分野は『民事訴訟法』、刑法分野は『刑法』、刑事訴訟法分野は『刑事訴訟法』と記入してください。法律実務基礎科目においては、職種に応じて裁判官であれば『法律実務(裁)』、検察官であれば『法律実務(検)』、弁護士であれば『法律実務(弁)』と記入してください。基礎法学・隣接科目においては、『基礎法学・隣接科目』と記入してください。展開・先端科目においては、授業科目の内容に応じて『倒産法』、『租税法』、『経済法』、『知的財産法』、『労働法』、『環境法』又は『国際関係法』と記入してください。ただし、7つの分類に分けることができない授業科目については『その他』と記入してください。また、複数の分野にわたる場合は、該当する分野をすべて記入してください。
- 13 「備考」については、過去に、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た者は、当該審査の年月、当該審査に係る大学名、教員分類(専・専・他、実・専・実・み)、職名、授業科目名及び結果(判定P可)を記入してください。

## 2. 教員組織

### (1) 教員数

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計	
								うち、法曹としての実務の経験を有する者	
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	研・専						
		実務家・専任教員	実・専						
		実務家・みなし専任教員	実・み						
	兼務研究者・専任教員	専・他	学士課程						
			修士課程						
			博士前期課程						
			博士後期課程						
			専門職学位課程						
			学士課程						
			修士課程						
			博士前期課程						
	兼務実務家・専任教員	専・他	博士後期課程						
			専門職学位課程						
			兼担教員（学内の他学部等の教員）	兼担					
兼任教員（他の大学等の教員等）			兼任						
合計									

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。  
 2. 「専任教員」欄の「研・専」については法科大学院でのみ専任の研究者教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間46単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院（~~修士課程~~）の専任教員数を記入してください。

### (2) 科目別の専任教員数

法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。  
 3. 括弧内には、内数で、「専・他」（法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院（~~修士課程~~）の専任教員）の人数を記入してください。

## 教員組織調査専門部会について

### 1. 教員組織調査専門部会の任務

教員組織調査専門部会（以下「専門部会」という。）は、本評価及び追評価において、調査の対象となる法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等の有無に関する調査（以下「科目適合性に関する調査」という。）を行い、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認した上で、その結果を評価部会等に報告するものとする。

### 2. 教員組織調査専門部会の編成

専門部会は、①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④基礎法学・隣接科目、⑤展開・先端科目、⑥法律実務基礎科目の各分野について高く広い識見を有する認証評価委員会委員及び専門委員をもって編成するものとする。

### 3. 教員組織調査の対象及び実施方法等

(1) 教員組織調査の対象となる教員は、次のとおりとする。

- ① 専任教員 ~~（研・専、実・専、実・み、専・他）~~
- ② 法律基本科目又は必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員

(2) 教員組織調査は、次の区分により実施する。

- ① 法律基本科目については、次の科目区分により実施する。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

- ② 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、調査対象授業科目の特性に合わせた区分により実施する。

(3) (2) に定められた区分について、その分野の調査を担当する委員（以下「担当委員」という。）を選定する。

(4) 担当委員は、対象となる教員ごとに、教員業績調書及び担当授業科目のシラバス等に基づき、別に定める判断基準にしたがい科目適合性に関する調査を行う。

(5) 専門部会は、担当委員の調査結果を基に審議を行い、法科大学院ごとに教員組織調査の結果を取りまとめる。

(6) 取りまとめた結果については、速やかに当該法科大学院の調査を担当する評価部会等に報告する。

### 4. その他必要事項について

その他、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が定める。

## 科目適合性に関する判断の目安等について

### 1. 科目適合性に関する判断の目安について

教員組織調査については、法科大学院評価基準要綱の規定に基づき実施することとしているが、実際の調査において対象となる教員の科目適合性を判断するに当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視することとする。その能力の判定については、教育上の経歴・経験のほか、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、職務上の実績（理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績）などを総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査するものとする。

なお、科目適合性の判断に当たっては、以下の点を特に考慮して行うものとする。

#### (1) 専任教員について

- ① 専任の研究者教員については、原則として法科大学院における2年以上の教育経験年数を必要とする。ただし、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数の2分の1の年数を、法科大学院の教育経験年数に算入することができる。また、教育経験期間の算定にあたっては、留学その他在外研究期間及び研究専念期間はこれに含めるが、休職期間及び停職期間はこれに含まない。
- ② (1) ①に定める教育経験年数にかかわらず、~~当該法科大学院の専属専任教員である研究者教員の現員数の上限2割の者については~~、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等）がある場合には、**当該法科大学院において専任教員である研究者教員の現員数の2割の範囲内**で教育経験年数を問わず専任の研究者教員となることができる。
- ③ 専任の実務家教員については、おおむね5年以上の実務経験を必要とするが、教育経験の有無を問わない。

また、法律基本科目などの理論的・体系的性質の強い授業科目を担当する場合、当該授業科目に関連する論文・著作等、その担当能力を示す研究業績等（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む）、及び職務上の経歴・実績等を考慮して、科目適合性を判定する。

#### (2) 兼担・兼任教員について

- ① 兼担・兼任の研究者教員については、原則として専任の研究者教員の取扱いに準ずる。ただし、当該教員が担当する授業科目が複数教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目や複数の教員が同時に出席する授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合には、原則として法科大学院または大学・大学院において1年以上の教育経験年数があれば足り、また、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等）がある場合には、教育経験年数を問わないものとする。
- ② 兼担・兼任の実務家教員については、原則として専任の実務家教員の取扱いに準ずる。ただし、当該教員が担当する授業科目が複数教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目や複数の教員が同時に出席する授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合については、実務経験（おおむね5年以上）を必要とするが、その担当能力を示す研究業績は問わないものとする。

## 2. 「P可」の取扱いについて

「文部科学省大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」（以下「設置審」という。）における「法科大学院専門委員会」等において授業科目に対する適格（いわゆる「P可」）の判定を得た調査対象教員については、当該適格判定を得た授業科目の分野または同種の授業内容に該当する授業科目を担当する場合、1巡目の調査では、原則として当該科目の適合性を認めていたが、2巡目以降の調査においては、「P可」の判定結果に関する資料は、科目適合性に関する調査の過程で、「科目適合性が認められない」おそれがあると判断された場合にのみ、参考とするにとどめることとする。

## 3. 評価報告書等への記載について

科目適合性が認められないとした調査結果を評価報告書等に記載する場合、個人情報保護の観点から具体的な授業科目名、分野、教員の氏名・人数を挙げず、一般的な内容を記載するものとする。